

労働契約法、改正最低賃金法が成立

平成19年3月に通常国会に提出され、臨時国会まで継続審議となっていた「労働契約法」と「最低賃金法の一部を改正する法律」が、11月28日の参議院本会議で可決、成立しました。

「労働契約法」は民主党の要求を受けて一部が修正されており、正社員とパート労働者の処遇格差の解消やワーク・ライフ・バランスなどを促進するため、労働契約の原則を定めた同法第3条では、労働契約の締結、変更の際には、①就業の実態に応じた均衡を考慮すること、②仕事と生活の調和に配慮すること、の2項が追加されています。

一方、「改正最低賃金法」は、地域別最低賃金が生活保護の給付水準を下回る逆転現象を解消することなどを視野に入れた改正内容となっています。

同2法は12月5日に公布され、労働契約法は公布日から3ヵ月以内、改正最低賃金法は同1年以内の、それぞれ政令で定める日から施行されることになっています。

民間企業で30万人超える 障害者雇用率、1.55%まで上昇

厚生労働省がこのほどまとめた障害者の雇用状況に関する集計結果によると、平成19年6月1日現在での民間企業（56人以上の規模）における障害者の実雇用率は1.55%で、前年同期と比べて0.03ポイント上昇していることが分かりました。

また、法定雇用率（1.8%）を達成している企業の割合は43.8%で、同0.4ポイント上昇。雇用されている障害者の数も約1万9,000人増加の約30万3,000人で、初めて30万人を超えました。

しかし、企業規模別にみた障害者の実雇用率では、100～299人の企業が1.30%と最も低い状況にあるため、同省は1人も障害者を雇用していないこの規模の企業に対して、雇い入れ計画の作成を命ずるなどの指導を強化していく方針です。



「宙に浮いた年金記録」に結びつく可能性がある人へ

「ねんきん特別便」が送られます

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の年金記録と、持ち主が分かっている年金記録とのコンピュータの照合プログラムにより、記録が結びつく可能性があると判明した人に送られる「ねんきん特別便」の詳細がこのほど発表されました。

平成20年3月までの間に社会保険業務センターから送られる特別便には、加入制度や加入期間などの履歴が記載されています。送られた人は内容を確認後、訂正がないときは添付された「確認はがき」を送り返します。

もし訂正があるときは、添付された「照会票」に記録漏れなどとなっている加入記録を記載し、年金受給者は年金証書を添えて、社会保険事務所や年金相談センターで記録訂正などの手続きを行い、被保険者は照会票を送り返すしくみとなっています。

なお、上記以外の、年金記録に結びつく見込みがない人への特別便は、平成20年4月以降順次送られることになっています。

詳しい内容については、社会保険庁のウェブ・サイトをご覧ください。
<http://www.sia.go.jp> (社会保険庁ホームページ)

